

令和7年第4回  
笠間市議会定例会会議録 第6号

令和7年12月12日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	畑岡洋二君
副議長	9番	田村幸子君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	8番	内桶克之君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	飯田正憲君
	16番	西山猛君
	17番	石松俊雄君
	18番	大貫千尋君
	19番	大関久義君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
市副市長	近藤慶一君

教 育 長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室 長	堀 江 正 勝 君
政 策 企 画 部 長	北 野 高 史 君
総 務 部 長	瀬 谷 昌 巳 君
環 境 推 進 部 長	小 里 貴 樹 君
保 健 福 祉 部 長	堀 内 信 彦 君
こ ど も 部 長	深 澤 充 君
市立病院事務局長	鈴 木 昭 彦 君
産 業 経 済 部 長	礪 山 浩 行 君
都 市 建 設 部 長	田 中 博 君
上 下 水 道 部 長	植 本 純 平 君
教 育 部 長	松 本 浩 行 君
消 防 長	谷 口 哲 也 君
会 計 管 理 者	鶴 田 宏 之 君
笠 間 支 所 長	根 本 薫 君
岩 間 支 所 長	橋 本 祐 一 君

---

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 田 正 巳
議 会 事 務 局 次 長	石 井 謙
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
主 査	上 馬 健 介
係 長	神 長 利 久

---

議 事 日 程 第 6 号

令和7年12月12日（金曜日）

午 前 10 時 開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第 86号 笠間市職員の旅費に関する条例について
- 議案第 87号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 88号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 89号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第 90号 笠間市犯罪被害者等支援条例について

- 議案第 91号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）
- 議案第 92号 指定管理者の指定について（笠間市営笠間駅北口自転車駐車場）
- 議案第 93号 指定管理者の指定について（笠間市ゆかいふれあいセンター）
- 議案第 94号 指定管理者の指定について（北山公園）
- 議案第 95号 指定管理者の指定について（笠間工芸の丘）
- 議案第 96号 指定管理者の指定について（笠間の家）
- 議案第 97号 指定管理者の指定について（道の駅かさま）
- 議案第 98号 令和 7 年度笠間市一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 99号 令和 7 年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第100号 令和 7 年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第101号 令和 7 年度笠間市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第102号 令和 7 年度笠間市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 3 議員提出議案第 2 号 笠間市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第103号 令和 7 年度笠間市一般会計補正予算（第 6 号）

## 1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 議案第 86号 笠間市職員の旅費に関する条例について

議案第 87号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 88号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

議案第 89号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について

議案第 90号 笠間市犯罪被害者等支援条例について

議案第 91号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）

議案第 92号 指定管理者の指定について（笠間市営笠間駅北口自転車駐車場）

議案第 93号 指定管理者の指定について（笠間市ゆかいふれあいセンター）

議案第 94号 指定管理者の指定について（北山公園）

議案第 95号 指定管理者の指定について（笠間工芸の丘）

議案第 96号 指定管理者の指定について（笠間の家）

議案第 97号 指定管理者の指定について（道の駅かさま）

議案第 98号 令和 7 年度笠間市一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 99号 令和 7 年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第100号 令和 7 年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第101号 令和7年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第102号 令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第3 議員提出議案第2号 笠間市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第103号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第6号）

---

午前10時00分開議

#### 開議の宣告

○議長（畑岡洋二君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

---

#### 議事日程の報告

○議長（畑岡洋二君） 日程について、御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第6号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

#### 会議録署名議員の指名について

○議長（畑岡洋二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番益子康子君、11番林田美代子君を指名いたします。

---

議案第 86号 笠間市職員の旅費に関する条例について

議案第 87号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 88号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

議案第 89号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について

議案第 90号 笠間市犯罪被害者等支援条例について

- 議案第 91号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）
- 議案第 92号 指定管理者の指定について（笠間市営笠間駅北口自転車駐車場）
- 議案第 93号 指定管理者の指定について（笠間市ゆかいふれあいセンター）
- 議案第 94号 指定管理者の指定について（北山公園）
- 議案第 95号 指定管理者の指定について（笠間工芸の丘）
- 議案第 96号 指定管理者の指定について（笠間の家）
- 議案第 97号 指定管理者の指定について（道の駅かさま）
- 議案第 98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第 99号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第100号 令和7年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第101号 令和7年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第102号 令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（畑岡洋二君） 日程第2、議案第86号 笠間市職員の旅費に関する条例についてから議案第102号 令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）の17件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、各常任委員会における審査の経過と結果について、報告を求めます。

初めに、総務企画委員会委員長より報告願います。

委員長川村和夫君。

〔総務企画委員長 川村和夫君登壇〕

○総務企画委員長（川村和夫君） 今期市議会定例会において総務企画委員会に付託された議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告申し上げます。

当委員会は、12月2日に、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第86号外6件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑と審査結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第86号 笠間市職員の旅費に関する条例について及び議案第87号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでは、改正内容の交通費実費支給分の対象について確認しました。

次に、議案第89号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についてでは、林野火災の予防のため改正される内容について、たき火などを行う場合、届出が必要になるが、たき火の判断基準は何かという質疑に対し、落ち葉を燃やしたり調理をしたりするなど日常生活における行為で、軽微なものもたき火に当たると答弁がありました。

また、発令対象期間の1月から5月に、林野火災注意報や警報が発令された場合の市

内の対象区域はどこかという質疑に対し、笠間市はほぼ全域に林野が点在するため、全域が発令対象となると答弁がありました。

答弁に対して、たき火の届出関係を明確にし、市民に対して火の使用制限や林野火災注意報・警報について、分かりやすく周知していただきたいと発言がありました。

次に、議案第93号 指定管理者の指定について（笠間市ゆかいふれあいセンター）では、環境センターの延命化について議論している最中であるが、指定管理期間が5年間、令和12年度末までであることから、プールは存続するということを確認しました。

なお、議案第90号 笠間市犯罪被害者等支援条例について、議案第91号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）、議案第92号 指定管理者の指定について（笠間市営笠間駅北口自転車駐車場）については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

最後に、採決でございますが、以上のような審査を踏まえ、当委員会に付託された全ての議案は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（畑岡洋二君） 次に、教育福祉委員会委員長より報告願います。

委員長鈴木宏治君。

〔教育福祉委員長 鈴木宏治君登壇〕

○教育福祉委員長（鈴木宏治君） 今期市議会定例会において教育福祉委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告を申し上げます。

当委員会は、12月3日に、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第88号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についての審査を行いました。

審査の過程での主な質疑を申し上げます。

当議案に関しては、委員より、どのような経緯で条例改正となったか、また条例改正により、虐待等禁止の規定が適用となる事業者の範囲がどのように変わるかなどの質疑がございました。

以上のような審査を踏まえ、本議案については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

○議長（畑岡洋二君） 次に、建設産業委員会委員長より報告願います。

委員長長谷川愛子君。

〔建設産業委員長 長谷川愛子君登壇〕

○建設産業委員長（長谷川愛子君） 今期市議会定例会において建設産業委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告を申し上げます。

当委員会は、12月4日、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第94号外3件の付託議案の審査を行いました。

それでは、審査の過程での主な質疑や意見などについて御報告を申し上げます。

初めに、観光課所管の議案第94号 指定管理者の指定について（北山公園）では、選定審議会にして評価した点で経費を削減している内容について、質疑がありました。

次に、議案第95号 指定管理者の指定について（笠間工芸の丘）であります、レストランの運営状況について、質疑がありました。

次に、議案第96号 指定管理者の指定について（笠間の家）であります、指定管理者の勤務体制や賃金などの労働条件について、質疑がありました。

次に、議案第97号 指定管理者の指定について（道の駅かさま）であります、来場者数と経営状況について、また指定管理期間を10年間とした理由について、質疑がございました。

以上のような審査の経過を踏まえ、当委員会に付託された全ての議案は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

議員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます、御報告といたします。

○議長（畑岡洋二君） 次に、予算決算委員会委員長より報告願います。

委員長田村幸子君。

〔予算決算委員長 田村幸子君登壇〕

○予算決算委員長（田村幸子君） 今期市議会定例会において予算決算委員会に付託されました、議案第98号外4件の議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告を申し上げます。

当委員会は付託された議案を各所管の分科会に依頼し、12月2日から4日の3日間にわたり詳細な審査を行いました。そして、去る12月10日に全体会を開催し、各分科会の委員長から報告を受け、各分科会委員長報告に対する質疑のほか、総括質疑、討論、採決を行いました。

審査の経過での主な質疑と審査結果について、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告申し上げます。

議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）について、初めに総務企画分科会委員長報告のうちから、主な質疑等の内容を申し上げます。

人事課所管では、歳入予算、能登半島地震の被災市町村職員派遣負担金について、能登町が国から受ける交付金等を原資に、派遣元である笠間市へ職員給与分として支出し

ているものと確認しました。

次に、秘書課所管では、債務負担行為、台湾交流事務所運営委託について、現地スタッフ2名分の人件費、事務所賃貸料など全て含まれると確認しました。

次に、企画政策課所管では、歳入予算、統計調査費委託金は、国勢調査事務の交付金で、調査員等の人件費に充てるものと確認しました。そのほか、公共ライドシェア実証実験などについて確認しました。

次に、総務課所管では、結婚支援事業について、日常の中で自然な出会いができる環境づくりをするなど、イベントを工夫して実施してほしいと発言がありました。

次に、税務課所管では、歳入予算、市民税所得割の増額について、給与所得が伸びていることを確認しました。

次に、環境政策課所管では、耐荷重調査の業務委託料について、地域交流センター「トモア」の屋根に、ペロブスカイト太陽電池の設置検討に伴う費用であると確認しました。

続いて、教育福祉分科会委員長報告のうちから、主な質疑等の内容を申し上げます。

初めに、学務課所管では、地域部活動推進事業に関し、現実的にどれくらい実施が見込まれるか、また地域移行の実情、進捗状況、現職の教諭で部活動指導者を兼任している人数について確認しました。

次に、生涯学習課所管では、富田家住宅の運営委託事業に関し、選定した委託事業者について質疑がありました。

続いて、建設産業分科会委員長報告のうちから、主な質疑等の内容を申し上げます。

初めに、農政課所管では、地方創生応援税制寄附金について、寄附を頂いた事業者と笠間市との関係、新規需要米流通助成事業補助金の減額理由について質疑がありました。

次に、商工課所管では、地方就職学生支援事業補助金について、1人当たりの金額や内訳、支払い方法について確認しました。

次に、建設課所管では、物件移転等補償費の補償額算定基準などについて質疑がありました。

なお、議案第99号から議案第102号については、特に質疑等はございませんでした。

以上が各分科会の委員長報告での主な質疑等の内容であります。

次に、全体会における総括質疑ですが、議案第98号において、税務課所管の歳入、市民税個人分の現年課税分、個人市民税所得割の増額に関し、増額理由、所得階層の内訳について質疑がありました。

また、資産経営課所管の不動産売払収入について、売却した市有地の位置、箇所数、面積、売払額の算出方法について質疑がありました。

さらに、企画政策課の地域交通課題解消検討協議会一時負担金について、協議会の構成員、負担金の用途についての質疑がありました。

これらの質疑に対し、担当各課より詳細な答弁がありました。

なお、全ての議案に対し、討論はございませんでした。

最後に、採決でございますが、以上のような審査を踏まえ、当委員会に付託された全ての議案は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました議案の審査の経過と結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、御報告といたします。

○議長（畑岡洋二君） 以上で各常任委員会の委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第86号 笠間市職員の旅費に関する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についてを採決いたし

ます。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号 笠間市犯罪被害者等支援条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号 指定管理者の指定について（笠間市営笠間駅北口自転車駐車場）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号 指定管理者の指定について（笠間市ゆかいふれあいセンター）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号 指定管理者の指定について（北山公園）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号 指定管理者の指定について（笠間工芸の丘）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号 指定管理者の指定について（笠間の家）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号 指定管理者の指定について（道の駅かさま）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号 令和7年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号 令和7年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号 令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

## 議員提出議案第2号 笠間市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（畑岡洋二君） 日程第3、議員提出議案第2号 笠間市議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

9番田村幸子君。

〔9番 田村幸子君登壇〕

○9番（田村幸子君） 議長の許可を得ましたので、議員提出議案第2号 笠間市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、提出者13名を代表しまして、提案理由を申し上げます。

地方議会は二元代表制の一翼を担う責任の下、これまで以上に立法機能や監視機能を十分に発揮し、地方自治の本旨の実現を目指さなければなりません。

令和4年8月に制定された、笠間市議会において最高規範となる笠間市議会基本条例

の第15条では、議員定数の改正は、行政改革の視点だけでなく、人口、面積等の地域要件、財政力及び市の事業課題について長期的な見地に立ち十分に考慮するとあります。また、法令及び本条例で定める議会活動並びに議会の機能と役割を確保するとともに、類似自治体等と比較検討して定めるものとあります。

この条例に基づき、令和6年3月15日に議員定数等調査特別委員会が設置され、講師を招いての2回の研修を含む全18回にわたる委員会では、人口減少等の社会的要因や自治体規模等を考慮し、多角的に定数の考察を行いました。

その資料などを参考とし、笠間市議会の議員定数は20人が適当と判断をいたしました。

よって、地方自治法第112条及び笠間市議会会議規則第14条第1項の規定により、本案を提出いたします。

議員各位におかれましてはよろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、説明といたします。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

7番安見貴志君。

○7番（安見貴志君） ただいま提案理由をお聞きしまして、幾つか質問させていただきます。

笠間市の議員定数は20人が妥当と判断したと書かれておりますが、いつ、どなたの判断でしょうか。提出者である田村幸子議員個人でしょうか、お答え願います。

○議長（畑岡洋二君） 8番内桶克之君。

〔8番 内桶克之君登壇〕

○8番（内桶克之君） 安見議員の質問に答えます。

先ほど提案者から、田村議員から説明があったとおり、定数等の検討の特別委員会を重ねた結果、結果としては13名の方が定数を削減するということの意義を感じておりまして、そのうち7名の方が20名という意見を言っておりますので、そのところを捉えて20名としたものでございます。

以上でございます。

○議長（畑岡洋二君） 安見議員、次の質問が2回目になりますので、3回でまとまるように質問をお願いいたします。

7番安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 内容が違いますので、2回目じゃないです、そこは。

それと、質問に対する回答される方は、先ほど提案理由を述べた方以外でもありということでもいいですか。そこをまず整理させてください。

○議長（畑岡洋二君） 提出者は先ほどの9番田村幸子君は代表者でやっただけであって、13名の中で全てが回答する権利を有しているというふうに考えております。よろし

くお願いします。

7番安見貴志君。

○7番（安見貴志君） これ休憩中じゃないですよ。休憩じゃなければ、次の質問に入ります。

〔「暫時休憩入れましょう」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

---

午前10時30分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

休憩解いてありますので、先ほどのやり取りの根拠を事務局に説明させますので、よろしく願いいたします。

事務局。

○議会事務局長（山田正巳君） ただいまの質問でございますけれども、提出者が13人ということで、その代表として田村議員になっております。

提出者につきましては、質問に対する回答の権利という部分を確認してございますので、その辺でよろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） では、続けさせていただきます。

では、暫時休憩いたします。

午前10時32分休憩

---

午前11時00分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで議会運営委員長村上寿之君の発言を求めます。

よろしくお願いします。

〔議会運営委員長 村上寿之君登壇〕

○議会運営委員長（村上寿之君） 先ほどの提出者の質疑の件でございますが、地方議会事務提要によりますと、提出者は質疑に対する答弁の義務を負います。

今回の提出者は13名でありますので、この13名の方が答弁の義務を負う解釈でございます。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） なお、議長より確認させていただきます。

質疑に関しましては、一括質問一括答弁的に1人の方が3回までということで御了解をよろしく願いいたします。

では、続けたいと思います。

7番安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 提案理由に対する質問です。2回目ということになります。

提案理由を見させていただく限り、この条例改正案が特別委員会の中で何か結論を得られたかのように書いてございますが、特別委員会の中でまとまってなかったというような記憶がございますので、このような書きぶりに違和感がございます。

そうしますと、共同提案者としてその他12名の方に署名をいただいているかと思いますが、その際に、この提案理由に異を唱える方はいなかったのでしょうか。読んでもらった上で、署名をいただいているのでしょうか、お答え願います。

○議長（畑岡洋二君） 9番田村幸子君。

登壇願います。

〔9番 田村幸子君登壇〕

○9番（田村幸子君） 安見議員の御質問にお答えさせていただきます。

ただいま、皆様のタブレットにアップされております提案理由に関しましては、一応署名をいただきますときに、皆様に提示をしてお1人お1人に署名をしていただいております。

以上でございます。

○議長（畑岡洋二君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論は、会議規則第53条により、反対討論、賛成討論を交互にお願いいたします。

では、まず本案に対する反対討論はございますか。

ではまず、4番鈴木宏治君。

〔4番 鈴木宏治君登壇〕

○4番（鈴木宏治君） ただいま上程されました、議員提出議案第2号 笠間市議会議員定数条例の一部を改正する条例改正案に対し、私は断固としての反対の立場を表明いたします。

議員定数の削減は一見すると身を切る改革の象徴であり、市民の理解を得やすいかもしれませぬ。しかし、これは笠間市の民主主義の根幹を揺るがし、市民生活に深刻な影

響を及ぼす、拙速で本質を見誤った改革であると言わざるを得ません。

反対する主な理由は、以下の3点に集約してあります。

一つは、民主主義の公平性、多様性の後退につながると感じております。市民の声の代表制の希薄化、議員定数の削減は、市民1人当たりの議員が担う有権者数を増加させます。現在の笠間市の人口減少を考慮したとしても、定数削減によって、これまで届いていた地域や住民層の多様な声を議会に届けることが極めて困難になります。定数削減は単純な経費削減でなく、民主主義の回路を狭める行為です。特に、合併後の広大な市域を持つ本市において、各地域、各年代、各産業の声を漏らさず吸い上げることが、地域融和と公平な行政サービスを実現するための議会の最も重要な役割です。定数削減は、その役割を根本から否定します。

さらに、政治参入の障壁の増大でございます。定数を削減すると選挙の競争率が激化し、当選に必要な得票数が引き上げられます。これにより、組織や資金力を持たない新人、女性、若者など多様な層の市民が、政治に参入する際の障壁が大きく高まります。その結果、議会が一部の既得損益層や特定団体に偏重し、閉鎖的な組織になることを招きかねません。まさに、市民に開かれた議会を目指すならば、むしろ多様な人材が立候補しやすい環境を整えるべきであり、定数削減はその理念に逆行するものと考えます。

二つ目に、議会機能の低下と不適切な削除根拠、専門性の低下と審議の質の低下を招くというふうに考えます。定数削減の正当化理由の一つに、議会運営の効率化が挙げられると思います。でも、これは幻想だと思います。議員1人当たりの役割と負担が増大することで、専門分野の調査研究に割ける時間は確実に減少し、審議はかえって表面的になる可能性があります。笠間市が抱える複雑な問題、地域医療、産業振興、防災対策など、様々な問題に対し、定数を削減し議員の負担を増やせば、これらの課題に対する議会の監視機能や政策提言能力は、必ず弱体化すると思います。

他市との比較論に対する危険性も考えられます。本条例案の削除根拠として、他市と比較して笠間市の議員定数が平均よりも多いという考え方が挙げられているとするならば、それは極めて危険な考え方だと思います。本市が定数削減を実施すれば、その結果、自治体全体の平均値自体は下がり、また次の削除を促す論拠とされるという負のスパイラルに陥ります。地域固有の課題や地理的特性を無視し、機械的な平均値の比較をすることは、民主主義の機能を検討することとして無責任だというふうに考えます。

三つ目です。財政効果の過大評価と本質的な問題の放置、実際には2人の議員を削減するという形になりますと、1,200万円強になるとと思いますが、経費削減効果は、定数削減による効果は年間の予算から見ればそんなに多いものとは言えません。本市の一般会計との対比を見ても、削除効果の限定性は明らかになります。

令和7年度は一般会計予算352億8,000万円に対し、議会費は2億6,859万円、0.76%、令和6年度も340億6,000万円の一般会計予算に対し、2億6,051万円、0.76%という形に

なっております。市の年間予算の0.76%、0.7%台というものは、全国の平均と比べると  
いう形を取るべきかどうか分かりませんが、0.7%台はよしというふうにされているとい  
うのは、私たちが研修で学んだとおりでございます。これで削減を行ったことで、市民  
サービス向上や財政再建に資する効果は限定的だということが分かるわけです。この程  
度の削減で行財政改革の成果とするのは、極めてミスリードだというふうに考えます。  
市民が議会に求めているのは少額の経費削減ではなく、行政が執行する大きな事業に対  
する無駄の削減であり、議会はそのためのチェック機能を強化すべきであると考えてい  
ます。

議員が身を切る改革をアピールすることは重要ですが、その本質は経費の削減ではな  
く、議会の質を向上させ、政策決定能力を高めることにあります。定数削減は市民の拍  
手喝采を得るためのパフォーマンスにすぎず、議会が本当に取り組むべき議員の質的向  
上や議会運営の抜本的な改善という本質的な課題から、目を背けさせるものだと考えま  
す。結論といたしまして、議員定数削減は市民の目線に立っているように見せかけて、  
実際には民主主義の機能を大きく損なうというふうに考えております。

本市には清掃施設整備、県立病院移転、学校及び公共施設の適正配置など、ここ数年  
で決めなければならない重要施策が山積しています。この時期に議員定数を減らすこと  
は時期尚早であり、議会の機能を自ら低下させる悪手であります。

また、本条例案の審議に関し、議員定数等調査特別委員会の初期の段階で、本定数を  
2名削除する一方で、その余剰金を議員報酬及び政務活動費の増額に充てるという趣旨  
の発言が、ある会派の市民集会であったと聞いています。この発言がまた市民で又聞き  
で伝わって行って、2人減らして1人分増やすことになるという疑念を抱いている方がいる  
という事実を考えると、今回の条例の賛否表明は私たちにとって非常に難しくさせられ  
てしまっているという現状があります。

現時点での定数削減はするべきではないと判断いたしました。市民の代表として、私  
はこの条例改正案に対し、議員各位にも民主主義の根幹に関わるこの重大な決断を立ち  
止まって再考されるよう強く求め、私の反対討論としたいと思っております。笠間市の将来に  
向け、ぜひ皆さんの心をしっかり再考していただけるようお願いして、終わりにします。  
どうもありがとうございました。

○議長（畑岡洋二君） では次に、本案に対する賛成討論の方がおりましたら挙手願  
います。

5 番川村和夫君。

〔5 番 川村和夫君登壇〕

○5 番（川村和夫君） 5 番、公明党の川村和夫です。ただいま議案となっております、  
議員提出議案第 2 号 笠間市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、賛成の  
立場から討論いたします。

まず、笠間市議会は、最高規範たる笠間市議会基本条例第15条において、議会自らが不断の改革に取り組み、市民の福祉の向上に資することを明確に掲げています。議員定数の見直しはまさにこの基本理念の具体化であり、議会が自律的に自らを改革し、市民に対し説明責任を果たす上で、避けては通れない課題であります。

今回の検討課題では、私たちは感覚ではなく、客観的なデータや専門家の分析といった明確な根拠に基づいて判断をする姿勢を重視してまいりました。昨年二度にわたる開催された研修会では、E B P M研究所代表林 宜嗣氏から議員定数等の適正な在り方について、また株式会社廣瀬行政研究所代表廣瀬和彦氏からは議員定数の適正な算定手法について、専門的かつ実証的な御指導をいただきました。

その内容を踏まえ、笠間市の人口推移、類似団体との比較、委員会、常任委員会の業務量など総合的に分析した結果、現在の定数は将来の人口減少や行政の効率化が進む中で見直しの余地があると、判断に至りました。特に、近年の自治体運営は、D Xの進展、市民参加手法の多様化など、議会の役割そのものが変化しています。議員定数は単なる人数調整ではなく、こうした時代の要請に合わせた議会機能の再設計として捉えるべきであります。

また、議員定数等調査特別委員会では、委員間討議や意見交換の過程で、22名中13名が削減に賛成という意思を示しました。これは、単に多数ということではなく、議員一人一人が市民の声を受け止め、より効率的で実効性の高い議会をつくるべきという方向性で、一定の合意形成が図られた結果であります。

議員定数削減は市民への負担軽減のみならず、議会としての危機感、緊張感を高め、より質の高い政策議論を行う契機となります。少数制であっても多様な市民の声を届ける仕組みを強化し、政策立案能力を高めることで、議会の存在価値を一層明確にできると確信しております。

もちろん、定数削減は目的ではなく、手段であります。市民の福祉の向上、持続可能なまちづくり、健全な財政運営という最終目的に向け、議会が自ら変わり続ける、その第一歩として、今回の定数削減は極めて意義のある決断であります。

以上の理由から、私は議員提出議案第2号 笠間市議会議員定数条例の一部を改正する条例について賛成いたします。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、私の賛成討論といたします。

○議長（畑岡洋二君） 次に、本案に対する反対討論のある方、挙手願います。

7番安見貴志君、反対討論の発言を許可いたします。

〔7番 安見貴志君登壇〕

○7番（安見貴志君） 議席番号7番、安見貴志でございます。先ほど上程されました議員定数削減条例について、反対の立場で討論をいたします。

何やら討論が飛び交う展開になってきております。本来このような議論の応酬は特別

委員会の中で行われるべきであって、その領域までたどり着かなかった委員会の在り方が問題であったと思います。その点について述べてまいります。

〔発言する者あり〕

○議長（畑岡洋二君） お続けください。

○7番（安見貴志君） この削減案は、一つ、拙速な議論、二つ、不明確な根拠、三つ、真の議会改革からの逃避という、三つの重大な問題をはらんでいます。

順を追って説明いたします。

議員定数の在り方は、市民の代表の数、すなわち市民の声を議会に反映させる能力に直結する、民主主義の根幹に関わる問題です。しかし、本案は、市民の間に広範な理解と合意を得るための時間を十分に設けず、拙速に提案をされています。具体的に申し上げます。

議員定数については、ほかに議員報酬、政務活動費、そして委員会の体制と併せて大きく四つの項目を検討するとして、議員定数等調査特別委員会が設置されました。この議員定数等調査特別委員会は、昨年3月に設置され、これまで延べ18回の開催がありました。

全18回の開催の中で、どの項目をどれくらい検討、議論したのかを振り返ってみますと、一番時間をかけたのは委員会の体制ということで、予算決算特別委員会の常任委員会化についてでありました。議員定数につきましては、委員会の議題として掲げられたのが、たったの5回。そして、その5回の内訳は、どのように進めるかで1回、考察、資料の提示検討で1回、委員全員からの意見聴取で1回、委員からの意見をまとめた資料を皆で見てどうするか協議したのが1回、残る1回は定数の報告をどうするかという内容で終わりました。

議会構成の最重要たる議員定数についての議論が、たったの5回。しかも、深度ある議論や検討がなされたというのは、私の記憶する限りでは一度もなく、したがって各委員の主張や考え方に対する理解は進まず、隔たりが大きいまま何らまとまりを見ることなく、結果として委員会を解散したと認識をしております。まとまらなかったがゆえに委員会提出議案としての条例改正案提出には至らず、今回、有志による議員提案という形での提出となったものであります。

意見の隔たりはあるにしろ、その隔たりを埋める努力をしないまま、理解が進まないまま委員会は解散しましたので、客観的に見ても明らかに議論不足であったことは間違いありません。とすれば、委員会提出であろうが議員提案であろうが、拙速な議論の下になされた提案だと指摘せざるを得ません。

次に、二つ目の根拠不足について述べます。

議員定数を削減することが、例えば議会の活性化や行政の効率化につながるのか。提案理由の中にあつた、長期的な見地に立った答えなのかどうか。その辺りについては、

先ほどの提案理由において、論理的かつ妥当性のある根拠がまったく示されておりません。

仮に、特別委員会の中で検討されたというのであれば、会議録の中にそれについて議論が交わされた記録があるはずですが、ありますでしょうか。定数が議題になった延べ5回の会議の中で、長期的見地に立った検討、これはいつ行われましたか。特別委員会の中で示された資料では、20名という数に近い値が算出された検討のたたき台ともいべき資料はあったかもしれませんが、ではそれが当笠間市にとって、現時点でふさわしいものなのかどうか。提案理由にある、長期的見地に立ったものなのか。削減数は2名でいいのか、1名や3名ではいけないのか。削減と答えた委員の中で削減数は1から3まで上がったわけですが、2人という数に落ち着くような、そういった議論は全くなされませんでした。ということは、20名が笠間市にとって妥当な数という根拠は、会議の中では明確になっておりません。2名減の20名と言っているものが多いから、自分も何となく20名というのが実態だと考えられます。少なくとも、私の目にはそう映ります。

責任ある議会の一員として最も重要な定数に関することが、その程度のことでいいのでしょうか。責任ある者として、そんな状況で条例案を本会議の土俵に上げることが、本当に正しかったのでしょうか。

ちなみに、特別委員会の中には、2名減を明確に唱えた者は7名です。先ほど内桶議員もおっしゃっていましたが、1または2とか、ゼロまたは2とか言った方を含めても、9人です。削減をとった方の中の7割です。今の議会の定数から見れば、2名減といった者9名ということは、全体の4割にしかありません。過半数に達していません。それなのに、今回上程の改正案は、提出者は13人となっています。委員会の中で具体的な削減数を述べなかった方も、提案者として名を連ねております。その方々は一体どういった論理的根拠を持って、この提案に同調されたのでしょうか。不思議でなりません。御自身が唱えた削減数は、どこへ行ってしまいましたか。御自身の唱えた数の根拠は、明確かつ強固だったのですか。市民に根拠を尋ねられた場合、どのように答えるのでしょうか。

削減効果の不明確さについて述べます。

定数を削減しても、議員報酬の総額が僅かに減少するにすぎず、市の財政全体に与える影響は微々たるものです。あたかも大きな改革であるかのように喧伝されている節がありますが、その費用対効果は極めて低いと言わざるを得ません。

市民サービスへの悪影響もあります。議員定数を削減することは、議員1人当たりの負担を増加させ、きめ細やかな地域活動や調査研究に割く時間を奪うことにつながります。結果として、市民からの相談対応や多様な民意の拾い上げが困難になり、かえって市民サービスの質が低下するおそれがあります。定数を減らすことで活動が活発になるという主張は、現場の実態を無視した非現実的な楽観論です。

冒頭申し上げた、三つ目の真の議会改革からの逃避について述べます。

真の議会改革とは議員の数をもてあそぶことではなく、議会の機能と質を高めることにあります。具体的には、政策立案能力の強化、通年議会の導入、専門的な委員会調査権の確立、そして若者や女性の政治参加を促す環境整備こそが急務であります。そして何より議会に身を置く議員個人の意識の改革が、議会改革の本当の意味するところではないでしょうか。

意味分かりますか。言動や振る舞い、議会に挑む態度など、それらを全部ひっくるめての話です。そこをやらずして、おのれの意識を変えずして、現在客観的な不都合を生じているとは思えない、議員定数を削減することが、本当に議会改革になりますか。なるのですか。

定数削減は市民に対し、議会改革をやっているという手軽なポーズを示すことはできますが、議会の本質的な役割、すなわち行政のチェック機能や市民の声の代弁を弱体化させる危険性があります。数を減らすことと質を高めることは、同義ではありません。ということは、定数削減を議会改革だというような理屈でもって唱えることは、俗に言うところのやった感を出すためのパフォーマンスにすぎず、選挙に向けての見せかけの成果をつくるためであると言わざるを得ません。

それから、これも指摘しておかねばなりません。定数を減らせば減らすほど、特定党派やベテラン議員に議会権力が集中し、多様な意見が排除される傾向を強めます。これは、民主主義の健全な発展を阻害するものであります。

以上、大きく三つについて述べさせていただきました。議員定数削減は、市民の声を届けるパイプを細くする行為であり、財政効果が薄いにもかかわらず、議会機能の低下という深刻な副作用を伴います。我々は目先の人気取りではなく、未来を見据え、熟慮と明確な根拠に基づいた、加えて議員一人一人の意識まで含めた真の議会改革に取り組むべきです。それができない、しない議会に、一体どんな価値があるのでしょうか。

以上の理由から本削減案に対しては反対の意を表明し、討論いたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（畑岡洋二君） 次に、本案に対する賛成討論はございますか。ありましたら、挙手願います。

6番坂本奈央子君の賛成討論の発言を許可いたします。

〔6番 坂本奈央子君登壇〕

○6番（坂本奈央子君） 議席番号6番坂本奈央子です。議員提出議案第2号について、賛成の立場から討論いたします。

笠間市議会基本条例第15条は、議員定数の改正に当たり、人口や面積、財政力、事業課題などを長期的な視点から総合的に判断し、また類似自治体との比較を踏まえ、議会の機能を確保した上で定めることを明確に求めています。これは、客観的根拠に基づい

て定数を決定するという、議会としての責任を示した規定です。

議員定数を考える際に最も重視すべき点は、人口の変動に対して適正な定員規模であるかどうかということです。笠間市と同規模の人口7万人から7万5,000人未満の自治体30市のデータを見ると、平均の定数は20.47人であり、笠間市の22人は平均を上回っています。議員1人当たりの人口や面積を比べても、笠間市は平均より小さく、現状の定数は課題であるという結果が示されています。こうした客観的なデータを踏まえれば、笠間市の適正な議員定数は20人、すなわち2人の削減が妥当であると考えます。

同時に、議会改革の視点も、極めて重要です。令和元年第3回定例会から実施している議会傍聴者アンケートには、市民の率直な意見が寄せられています。しかし、同じ改善を求める声が繰り返し上がっている現状は、私たち議会に対して強い問題意識を突きつけていると言わざるを得ません。市民の声を真摯に受け止め、議員一人一人が行動を改めることこそ、改革の第一歩です。行動を変えずして、議会改革を語ることはできません。

そして私は、ここにおられる議員各位は市の発展のために働きたいという強い思いを持って、市議会議員として活動されているものと信じております。議論において意見が分かれることはありますが、笠間市をよくしたいという思いは共通しているはずです。だからこそ議会改革を進める上で、まず私たち自身が襟を正し、市民に対して誠実な姿勢を示していくことが大切であると思うのです。

笠間市議会が政策をつくり出す議会としてさらなる飛躍を遂げるためには、まず議会自身が時代に合わせて姿を変え、市民に信頼される存在でなければなりません。そのためには、議会の役割を損なわずに、社会状況に見合った定数とすることが不可欠です。したがって、今回の定数削減は、市民の負託に応えるための必要な改革であり、議会が自ら改革の姿勢を表す重要な一歩であると考えます。

以上の理由から私は本議案に賛成するものであります。議員各位におかれましては、どうか本趣旨を御理解いただき御賛同を賜るよう、お願い申し上げます。

○議長（畑岡洋二君） 次に、本案に対する反対討論はございますか。挙手願います。

14番石井 栄君、反対討論の発言を許可いたします。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 14番、日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして、日本共産党を代表して、反対討論をいたします。ただいま提案されております、議員提出議案第2号 笠間市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

まず初めに、議員定数等調査特別委員会を設置してから約1年8か月、18回の検討を重ねてきたこと、最終版の議員定数等調査特別委員会での意向調査では、総体的に多数の議員が削減に賛成であるかのような意向を示しておりましたけれども、委員会全体で

の合意はできないという認識判断から、委員会決定議案として本議会に上程することはありませんでした。これらの措置は、委員会運営上の一つの見識ではないかと思えます。さて、内容について進んでいきます。

この条例案は、現行の議員定数22名を2名削減して、議員定数を20名にするものであります。削減の提案理由では、人口、面積等の地域要件、財政力及び市の地域課題について、長期的な見地に立ち協議を重ねてきたとして、結果、人口減少などの社会的要因や自治体規模を考慮して、笠間市議会の議員定数は20人と判断したとしております。果たしてこれが、妥当な提案でしょうか。

令和6年7月22日、議員定数等適正な在り方についての研修会で、EBPM研究所代表林 宜嗣氏の説明では、議員定数に関する難しい算出の式を提案して説明がありました。プラス13.1プラス0.087掛ける（人口1,000人）マイナス0.000067掛ける（人口1,000人）2 剰プラス0.004掛ける面積平方キロメートル、それに自由度修正済み決定件数イコール0.89、これを下に、笠間市人口7万3,183人、面積240.4平方キロメートル、これを当てはめてみると、議員定数の理論値が20名、実際値が22名で、この講師の方の評価では、笠間市の議員定数、議員報酬ともにほぼ標準的と言えとの評価を受けてあります。

ただいまの賛成討論の中で、他自治体での比較をして賛成討論の内容がありましたので、あえて他自治体に触れた指摘をいたします。

令和5年、議会運営等に関する調査、茨城県市議会議長会のデータによりますと、議会費の割合は、笠間市の議会費の割合は一般会計に占める議会費の割合として、県内32市議会中で笠間市議会の割合は0.767%であり、県内32市中では最上位の1.226%から見ると上から17番目であり、中位より下位に当たります。

もう一つ、議員1人当たりの人口は3,258人であり、最多の自治体の9,589人から見ると、32市中で14番目に多い自治体になっております。さらに、議員1人当たりの活動面積を見ますと、議員定数が同じ22人の市議会は牛久市、龍ヶ崎市、笠間市、石岡市の4市ですが、議員1人当たりの面積に当てはめてみますと、牛久市は2.68平方キロメートル、龍ヶ崎市は3.57平方キロメートル、石岡市は9.79平方キロメートルであります。これに対して、笠間市は1人当たりの議員に当てはめると10.93平方キロメートルです。牛久市の4.09倍にもなります。龍ヶ崎市の3.06倍、石岡市の1.12倍に当たります。これを2名減らして20名にしますともっと増えることになって、活動が困難になるということだということは、皆さんお分かりだと思います。

さらに、議員の活動状況を見てみますと、その一つの指標は一般質問です。議員により内容は異なりますが、議会ごとに12人前後の議員、過半数の議員が、一般質問に取り組んでおります。また、議会一般質問とは異なる分野、常任委員会での議論、議会の日常活動に熱心に取り組む、議会人として住民福祉に尽力されている議員の方々も多く、笠間市議会議員の方々も他議会にも引けを取らない活動を行っております。このことに

については、執行部及び議員の皆様方の共通の認識だと私は考えております。これらの活動が、今日の笠間市の基礎を築く土台となっていると思います。

次に、笠間市議会における議員定数は、どのような変遷をたどってきたのでしょうか。2006年12月の市議選では、議員定数28人、議員1人当たりの有権者数は2,341人、人口は8万986人で、議員1人当たりの人口は2,867人でした。2010年の市議会議員選挙では議員定数が削減されて、24人になりました。議員1人当たりの有権者数は2,720人と増えてしまいました。2014年12月の市議選では議員定数が22人に、2人減りました。1人当たりの有権者数は2,850人と増えました。2018年12月の市議選、議員定数22人、議員1人当たりの有権者数は2,970人、2022年12月の市議選、議員定数22人、議員1人当たりの有権者数は2,850人。議員1人当たりの有権者数は、2006年と2022年の比較では2,867人から2,850人に、1.22倍になっております。

2003年と比較するとどうでしょうか。2003年10月、岩間町議選、議員定数16人でした。同年12月10日の友部町議選、議員定数22人、同年12月21日の笠間市議選、議員定数16人、岩間、友部、笠間、1市2町、議員定数の合計は54人、有権者数の合計は6万5,123人でした。このときの議員1人当たりの有権者数は1,229人です。議員1人の有権者数は2003年に1,229人、2022年に2,850人ですから、2003年と2022年の比較では2.32倍に増えております。議員1人当たりの有権者数が1,229人から2,850人になり、2.32倍になりました。

市民の声が届きにくくなり、多様な民意が反映しにくい状況になりました。議員定数を削減することは、民意を削減することであります。これ以上、民意を切り捨てる議員定数の削減をすべきではありません。

憲法第93条、第94条において、国会は議院内閣制であるが、地方議会は議会と議員は国会とは異なり、市長と議員はともに住民の直接選挙で選出される二代表制であること、議会と市長はそれぞれ独立し、対等であり、牽制し、バランスを取り、公正な地方自治の運営を図ることとされております。

また、市長は住民意思を把握、集約して執行する機関であり、議会は議案の議決、条例の制定を諮る立法機関として市長よりも優位にあるとされ、第一義的な住民代表機関と位置づけられております。議員定数の削減で、規定された役割を低下させるようなことがあってはなりません。

議員定数を2人削減することは、この議場に着座されている22名の議員の中から2名を削減することにもなります。議員の皆様方にはこれらの点への御理解を賜り、議員定数の削減を避けることができますようお願い申し上げます。反対討論といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（畑岡洋二君） 次に、本案に対する賛成討論はございますか。

17番石松俊雄君、賛成討論の発言を許可いたします。

〔17番 石松俊雄君登壇〕

○17番（石松俊雄君） 17番、市政会の石松です。ただいま議長より許可をいただきましたが、今回は会派市政会を代表してではなく私個人として、議員提出議案第2号笠間市議会議員定数条例の一部を改正する条例については、賛成の立場から意見を述べ、討論に参加をいたします。

先日の私の一般質問の中で、人口増加、高度経済成長の右肩上がりの時代には、拡大する利益をいかに分配するかが政治上の課題であったけれども、人口減少、低成長の右肩下がりの時代になると、身の丈に合わせてサービスを縮小するという、言わば不利益をいかに分配するか、負担をいかに分かち合うかが課題となり、市民の合意形成がより難しい時代になっていると申し上げました。

笠間市だけでなく、地方自治体にはもはや右肩上がりの成長を前提とせず、持続可能な形で、いかに縮んでいくかという視点での変革が求められております。住民の生活と生命を守ることを究極の使命としつつも、効率化と地域の実情に応じた行政運営への転換が必要であります。そして、それは行政だけではなく、地方自治体の中に位置する私たち市議会にも課せられた課題であります。

定数等調査特別委員会の報告書にも記載されておりますが、この3年間の笠間市一般会計予算に占める笠間市議会費用の割合は予算総額が増えているため、令和5年度0.767%、令和6年度0.764%、令和7年度0.761%とほとんど変わりありません。しかし、金額は約2億5,500万円から2億6,100万円、さらに2億6,900万円へと増え続けております。そうした状況を踏まえると、財政負担の軽減、意思決定の迅速化、議会運営の効率化、人口規模に見合った適正化といった観点から、議員定数を見直す必要があるのではないかと考えます。

しかし、一方には、少数意見の反映が困難になる、議員1人当たりの負担が増える、専門性が低下する、市民との距離が遠くなるといったデメリットがあるのも事実であります。

そうした状況を受けて、定数等調査特別委員会では単純な定数削減ではなく、議会の在り方全体を考慮した議論をしてみいました。その議論の結果、現状の3常任委員会体制の維持と、その時々各常任委員会から選出された9名だけで予算決算を審査する特別委員会ではなく、全議員が参加する予算決算常任委員会にし、さらに分科会方式を採用することによって、議論の効率化と専門性の向上を図れるように改善をしてみいました。

その上で、定数については、面積人口方式、人口規模別議員1人当たりの人口比、委員会方式、全国人口規模同等の市との比較、全国財政指数同等の市との比較、人口産業構造が類似する市との比較、小学校区方式による1票の格差の是正という七つの方式による定数の考察から数値を明らかにして、検討をしてみいました。

その結果、面積人口方式、委員会方式、小学校区方式による1票の格差を除く四つの算定方式によりますと、定数20が適正という結果になると思います。面積人口方式によると21.5人、及び小学校区方式による1票の格差によると27.2人になりますが、市議会議員選挙は地域ごとに選挙区があるわけではありません。こうした地域間の格差については、定数ではなく、議会報告の在り方等によって改善していくべきものであります。

さらに、委員会方式による22.5人も、1委員会7人構成で算出したものであり、今の常任委員会の現状から考えて、6人構成でも十分に審査、討議することは可能であります。よって、私は、現在笠間市議会の適正な定数は20人であると判断をいたします。

また、委員会審議の中で、定数削減によるコスト削減効果と適正な報酬額の設定という二つの側面を同時に議論する、いわゆる定数報酬の一体改革についても言及をされました。深い議論があったわけではありませんが、議員の定数を減らし、浮いた予算で報酬や政務活動費を上げていることを考えているのではないかということが一部の市民の間で話題になり、関心を集めているという話もございました。私は基本的に、定数と報酬は分けて考えるべきだと思います。

議員報酬及び政務活動費については、議員活動の一層の充実や将来の議員の成り手の確保、世間における物価高騰等々の影響や、それに伴う労務費の上昇などを踏まえた適切な議論改正を行う必要性が明白であることから、改めて議論の場を設けるなど、引き続き議員間で協議していくことが望ましいと委員会報告にはまとめられていますが、私は市民との意見交換を含めて、議員定数とは別に議論をしていくべき課題であると思います。

笠間市の人口減少は続いておりますが、令和4年度から社会動態が市への転入が転出を上回るという結果も報告をされています。人口増加に結びつくことはなかなか考えられませんが、笠間市の人口減少に歯止めがかかるかもしれません。今後5年間を見据えて、今回は笠間市議会の定数を20と定め、以後の人口動態によって必要性が出てくれば、その時点で定数及び議会の体制について改めて検討を加えればよいのではないのでしょうか。

以上、私の意見を述べまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（畑岡洋二君） 次に、本案に対する反対討論の方はございますか。

2番酒井正輝君、反対討論の発言を許可いたします。

〔2番 酒井正輝君登壇〕

○2番（酒井正輝君） 参政党だけれども、反対で討論します。

ちょっと今までのお話の中で、皆さん出てこなかったことを伝えておこうかなと思います。

まず、今回の提案なのですけれども、計算式が足りていないのかなと思います。どうということかという、減らすでも増やすでなく、適正を目指すべきというのは多分皆さ

ん異論ないと思うのですけれども、全国平均が適正ということで、それは20だとおっしゃるのであれば、そこから減らしも上げもしないと、そういった工夫が必要なのではないのかなと思うのです。今の流れだと、どんどん減らすことが正義みたいな、そういう風潮があるので、それだともうどんどん政治自体が要らないというか、少なくなれば悪徳業者とか外国勢力に政治が乗っ取られるということになってしまうので、20人固定するのだったら、それより減らないというそういった工夫とか、今の人口とか面積、あるいは財政規模とかそういったものを基準にして、これ以上減らしては駄目ですよといった文言、あるいは工夫が必要なのではないかなと思います。

それはちょっと足りてないのかなというもので、疑問があります。ということをお伝えしておこうかなということです。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 次に、本案に対する賛成討論の方はございますか。ありましたら挙手願います。

16番西山 猛君、賛成討論の発言を許可いたします。

〔16番 西山 猛君登壇〕

○16番（西山 猛君） 16番西山 猛でございます。賛成の立場から討論させていただきます。

皆さんの……ただいま津波情報が入ったので、休憩を。

○議長（畑岡洋二君） 暫時休憩させていただきます。

午前11時54分休憩

---

午前11時55分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続きまして、発言を願います。

○16番（西山 猛君） それでは改めまして、本案に対する賛成の立場から討論をさせていただきます。

賛成反対、それぞれ討論がありました。ごもっともだと私は思っております。特に人口減少イコール議員定数削減、これはいかがなものかという討論がありましたが、考え方によってはそうかもしれません。地域の声を酌み取れない、これも一つあるかもしれません。それから、議員報酬のことを触れた方がいましたが、報酬がパーセントの割合がどうこうというのは、私はあまり今のこの状況の中では違うのかなと思っております。

そもそも、笠間市は笠間市民のものだと私は思っています。そういうことを考えますと、私たちはこの置かれた立場で仕事をしなくちゃいけない。仕事は何かということを行いますと、反対討論の中の方にチェック機能、チェック機能を果たすということがありました。誤解をされては困るのですが、合併しまして20年。20年、ただの1回も、議案が否決されたことはありません。本来は、否決が民主主義の何かフラットな部分とは言い切

れませんが、もっと議論を重ねなくちゃいけないなと思うところはあったと私は思っております。

そういうことを考える中で、定数のことにつきましては、私は、5年先、10年先という言い方をした方がおりますが、茨城県内で守谷市、つくばみらい市、それからつくば市、この3市しか人口増はありません。それは、基本的には、社会動態だと私は思っています。これは、TXというすばらしい大動脈が今、発揮しているふうに私は思っています。さらに、つくばから土浦へ延伸ということが、もう新聞発表されております。さらに水戸へということで、水戸へという表現は常磐線がありますので、3大地方都市を結ぶというこういう考えが提案になっておりますが、これを考えますと、少なくとも今の県南地域、つくば市を中心とする県南地域に対して、県央県北どうやって対応していくのかなと思ったときに、現在の水戸市の人口が26万5,000人ほどだと思っております。水戸市におきましては、人口1万人に対して1人を目指して、議会の改革を進めております。つまり、現在の定数が28名なのですが、人口が増えなければ減らすことを考えなくちゃならないという、身を切る改革を進めているやに聞いております。

そうしますと、何万人に1人とか何千人に1人というのはまた別として、これから茨城県の県央地域に位置する笠間市、私たちの郷土笠間市、この笠間市が中央でどのようにまちづくりを進めていくかといったときに、一つの案として水戸市との合併なども考えなくちゃいけない。そのときに、水戸市の下位の方の議員の当選者の得票数、約2,000票なんです。私たち笠間市の上位ナンバーズリーにも匹敵するぐらいなんです。ということは、やはり強い政治をつくらなくちゃいけない。強い政治をつくるには、多くの皆さんに支持を得て、当選しなければならない。

私たち今回、今ここに22名が当選を果たして、市民のために粉骨砕身働いております。どうでしょうか、皆さん。投票率、幾つでしたか。私はそこに懸念をする。そこが、例えば4分の3の皆さんが市議会に投票した、市議会議員の選挙に投票した。今こうやって骨折って市民のために汗をかいているというのであれば、私はあまり考えなくてもいいと思っております。そうではなくて、結果に愕然としました。もちろん私も立候補して当選をさせていただきましたので、私もその責任者の1人、責任を負わなくちゃならない1人だと思っております。

そのときに、やはり身を切る改革の一丁目一番地は、定数の削減。反対討論の中に、選挙向けの何かパフォーマンスという表現がありました。そのとおりなのです。選挙に勝たなくちゃならない。選挙で皆さんに支持を得る、その一つとして、頑張りました、まずは自分たちのことやりましたということを、やっぱり次の選挙で多くの皆さんに分かっていただく。

さらには、選挙というのは、当選が目的ではありません。当選することが手段です。それで議員なりまして4年間、きちっと働かなくちゃならない。それを考えたときに、

やはり選挙のときの一つのテーマとして、議員改革、議会改革が断行中であると。引き続き、議員改革、議会改革をしながらまちづくりを進めていく、そして市民が主役のまちづくりを皆で頑張るので、応援してほしい、投票してほしいというのが自然なのではないかと思っております。

改めてここで2名の議員が、この条例を可決したときに2名の議員が辞めなくちゃならないとか、そういうことではありませんので、皆さん勇気を持って賛同していただいて、反対討論をした方以外の賛成ではないという方も勇気を持ってこの議案を可決して、市民の皆さんの前に堂々と襟を正していきたいなと思っております。

どうか皆さんの賛同いただきながら、ぜひともこの議案を可決していただきたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○議長（畑岡洋二君） 次に、本案に対する反対討論の方がおりましたら挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） ありませんね。

次に、本案に対する賛成討論の方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） ありませんね。

ほかに討論がある方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） ありませんね。

以上で討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は、マイクの賛成ボタンを押してください。

〔賛成者ボタンを押下〕

○議長（畑岡洋二君） マイクの賛成ボタンを押すと、賛成ボタンのランプが点滅から点灯に変わります。

賛成ボタンを押した方は、賛成のボタンのランプが赤く点灯しているか御確認ください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） ありませんね。

それでは、採決を確定いたします。

投票総数21、賛成13、反対8、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。13時に再開いたします。よろしくお願ひいたします。

午後零時05分休憩

---

午後零時59分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**議案第103号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第6号）**

○議長（畑岡洋二君） 日程第4、議案第103号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第103号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第6号）の提案理由を申し上げます。

本案は、令和7年度の一般会計について補正予算を編成し、上程するものであります。

内容につきましては総務部長から説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

〔総務部長 瀬谷昌巳君登壇〕

○総務部長（瀬谷昌巳君） 議案第103号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

本補正予算は、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するための物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の拡充が示されたことから、国の補正予算を活用した支援や事業を迅速に行うため、早急な予算措置が必要であることから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,443万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ378億544万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の主なものにつきましては、事項別明細書にて御説明申し上げます。

6ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金5億2,443万7,000円の増は、今回の補正予算の財源として繰入れを行うものでございます。

なお、現時点において、重点交付金の限度額は示されておりません。今後、国から交付限度額が示されましたら、国費財源に振り替えてまいります。

次に、歳出でございます。

7 ページを御覧ください。

第2項総務費、第1項総務管理費、17目物価高騰対応給付費1億564万8,000円の増は、12節委託料に物価高騰の影響を受けた若者の経済的負担の軽減を図るため、1人当たり1万円の電子マネー等を給付する笠間わかもの給付金委託料1億円の計上が主なものでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、3目高齢者福祉費1億4,909万5,000円の増は、次の8ページを御覧ください。19節扶助費に、75歳以上の高齢者に商品券を配布する後期高齢者プレミアム商品券購入費1億4,000万円の計上が主なものでございます。

第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費4,559万2,000円の増につきましては、19節扶助費に、1月から3月までの給食費を実質無償化にする保育所等給食費無償化給付金2,600万円の計上が主なものでございます。

9 ページを御覧ください。

第6款商工費、第1項商工費、2目商工振興費1億6,283万6,000円の増は、18節負担金補助及び交付金に、全世代の生活者と市内事業者を支援するためのプレミアム商品券を発行する費用を計上するものでございます。

第9款教育費、第6項保健体育費、3目給食センター費6,126万6,000円の増は、19節扶助費に、学校給食費無償化給付金6,055万5,000円の計上が主なものでございます。

以上で令和7年度笠間市一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第103号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決され

ました。

---

## 閉会の宣告

○議長（畑岡洋二君） 以上で本日の日程は全て終了し、今期市議会定例会に付議された議案の審議が全て議了いたしました。

これにて、令和7年第4回笠間市議会定例会を閉会といたします。

長期間にわたり御苦労さまでした。

なお、この後、直ちに全員協議会を開きますので、全員協議会室へ御参集願います。

午後1時07分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 畑 岡 洋 二

署 名 議 員 益 子 康 子

署 名 議 員 林 田 美 代 子